

新型コロナウイルス 支援情報

- 「自分を守り、周りを守る」思いやりをもった行動が感染防止につながります。引き続き、御協力をお願いします！

本紙の内容

- ☆ 各種支援の内容 2 p ~ 8 p
- ☆ 変異株に備えた感染対策 9 p ~ 10 p

ご不明な点はこちらへ

松戸市新型コロナ相談専用ダイヤル

0120-415-111

(平日8:30~17:00)

相談内容に応じて、以下の番号をお選びください

1	症状・受診・検査
2	事業者支援
3	保育・教育
4	非課税給付金
5	生活に困っているなど総合的な相談
6	ワクチン接種

個人・世帯向け支援メニュー①

(令和4年7月1日時点)

対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
低所得の子育て世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）	低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活支援のため、 ・ 令和4年4月分児童扶養手当受給者 ・ 公的年金受給により令和4年4月分児童扶養手当を受けていない方 ・ 家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の方 上記該当の方に児童一人あたり50,000円を給付	松戸市 子育て支援課 児童給付担当室 ☎366-3127
	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）	低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活支援のため、 ・ 令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等で令和4年度市民税非課税の方（令和5年2月末までに生まれた新生児も対象） ・ 家計が急変し収入が市民税均等割非課税世帯と同じ水準の方 上記該当の方に児童一人あたり50,000円を給付	松戸市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎0120-272-707
感染した方、感染が疑われる方に	傷病手当金	1日当たりの給与額の3分の2に相当する額 × 労務に服することができない日数を支給 ※国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の場合は、加入中の健康保険組合にお問い合わせください	松戸市国民健康保険課専用コールセンター ☎712-0141
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に休業手当を受けることが出来ない場合に支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

給付

個人・世帯向け支援メニュー②

(令和4年7月1日時点)

	対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
給付	低所得の世帯に	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	<p>生活・暮らしの支援を行うため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月10日時点で松戸市に住民登録があり、世帯全員が令和3年度の住民税均等割非課税である世帯 ・令和4年6月1日時点で松戸市に住民登録があり、令和4年度に新たに住民税均等割非課税世帯（世帯全員が住民税均等割非課税である世帯）となった世帯 ・申請時点で松戸市に住民登録がある世帯で、令和4年1月から9月までの間に新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変し、上記世帯と同様の状態にあると認められる世帯 <p>上記のいずれかに該当する世帯に1世帯あたり10万円を給付</p>	<p>松戸市 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-970-735</p>
			<p>収入の減少で生活が苦しい方へ</p>	

個人・世帯向け支援メニュー③

(令和4年7月1日時点)

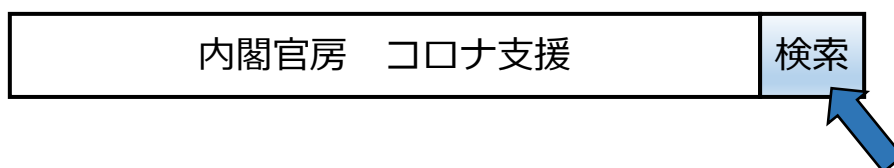
	対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
減免・猶予	生活が苦しくて保険料が払えない	国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料 介護保険料 国民年金保険料 の減免・支払い猶予	①国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料 ②介護保険料 ③国民年金保険料 の減免・支払い猶予	①松戸市国民健康保険コールセンター ☎712-0141 ②松戸市介護保険課 ☎366-7370 ③松戸市国保年金課 国民年金班 ☎366-7352
	生活が苦しくて公共料金が払えない	公共料金の支払い猶予	電気、ガス、水道、電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予	県営水道：市川水道事務所松戸支所 ☎368-6143 市営水道：お客様センター ☎383-2100 上記以外は各事業者まで
検査	新型コロナウイルスの無症状感染の不安を抱えている方へ	市民へのPCR検査の助成	新型コロナウイルスの無症状感染の不安を抱えている松戸市民の方、市内にある保育・教育施設、介護・障害福祉サービス事業所の従事者を対象に、PCR検査費用を1人1回当たり最大2万円補助（月2回まで）	松戸市地域医療課 ☎366-7771

個人・世帯向け支援メニュー④

(令和4年7月1日時点)

	対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
検査	新型コロナウイルスへの感染が不安な妊婦の方へ	分娩前ウイルス検査	以下の要件に全て当てはまり、検査を希望する妊婦の方へ、新型コロナウイルスの検査を実施 ○対象要件（令和3年4月1日から要件が変わりました） ・分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方 ・発熱などの感染を疑う症状がない方 ・基礎疾患もしくは、強い不安症状がある方 ※検査費用2万円まで千葉県が負担	妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関または、分娩を予定している産科医療機関
相談	労働関係の相談がある	新型コロナウイルス感染症の影響による賃金不払い、解雇などの労働問題の相談		ハローワーク松戸 ☎367-8609

掲載されているものは、多くある支援メニューの一部です。
新型コロナウイルスに伴う各種支援については、内閣官房ホームページなどからもご確認ください。



事業者向け支援メニュー①

(令和4年7月1日時点)

	対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
補助・助成	新型コロナを乗り越えるための投資をしたい	①持続化補助金 ②ものづくり補助金 ③事業再構築補助金 ④松戸市中小企業デジタル化チャレンジ補助金	中小企業等が販路開拓、売上向上、生産性向上等のために行う投資に対して補助 ①については、業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策の取組みに対しても補助対象とする	①日本商工会議所一般型 ☎03-6747-4602 低感染リスクビジネス型 ☎03-6731-9325 ②ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 ③事業再構築補助金コールセンター ☎0570-012-088 (03-4216-4080) ④松戸市商工振興課 ☎047-711-6377
	雇用を維持できない	雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされ、休業などにより雇用の維持を図る場合、労働者に支払った休業手当、賃金などの一部を助成	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	在籍出向で雇用を維持したい/在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10、大企業は3/4助成（日額最大12,000円（出向元・先の計）） さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成	ハローワーク松戸 ☎367-8609
	コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金	3か月の使用雇用期間中1人当たり月額4万円助成（短時間労働は月額2.5万円）	
助成（福祉関連）	介護施設等で集団感染が発生した	介護施設等集団感染拡大防止対策緊急補助金	市内の高齢者・障害者が入所・入居する施設において、2週間以内に複数人の感染者が発生し、サービス提供を継続する必要がある施設・事業所を対象に、感染拡大防止とサービス継続を両立するために必要な経費を施設定員に応じて20万～50万円補助	松戸市介護保険課 ☎366-7370 松戸市障害福祉課 ☎366-7348

事業者向け支援メニュー②

(令和4年7月1日時点)

対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
<p>貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上減で資金繰りが厳しい ・資金繰りのための融資を受けたい 	<p>無利子・無担保融資（政府系金融機関）</p>	<p>売上が減少している中小企業・小規模事業者・個人事業主に対して、①日本政策金融公庫・②商工中金が実質無利子・無担保の融資</p>	<p>各相談センター ①日本政策金融公庫 ☎0120-154-505 ②商工組合中央金庫 ☎0120-542-711</p>
	<p>セーフティネット資金（民間金融機関）</p>	<p>セーフティネット資金とは、新型コロナウイルス感染症の影響など、国が指定する災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が一般保証の限度額とは別枠で保証を行う制度 市内の事業者がこの制度を利用するにあたっては、松戸市から、売上が減少していることの認定を受ける必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上20%以上減少：経営安定関連保証（4号）（100%債務保証） ・売上5%以上減少：経営安定関連保証（5号）（80%債務保証） 	<p>松戸市商工振興課 ☎711-6377</p>
	<p>伴走支援資金（民間金融機関）</p>	<p>国の補助により信用保証料が割引になっていることが特長。最大6,000万円までの借入れに対して保証料の割引。資金の利用には松戸市から売上が減少している認定を受けること、また金融機関を通じて経営行動計画書を策定した上で借入れを行い、さらに金融機関による継続的な伴走支援が必要となります。</p>	<p>松戸市商工振興課 ☎711-6377</p>

事業者向け支援メニュー③

(令和4年7月1日時点)

	対象	支援策名	支援の概要	問い合わせ先
検査	高齢者施設等でのクラスター発生の防止	高齢者施設等へのPCR検査費用の補助	介護・障害福祉サービス事業者などが、新型コロナウイルス感染症の症状がない施設従事者に自費で行うPCR検査費用を月2回1人当たり最大3千円補助	松戸市地域医療課 ☎366-7771
	従業員が体調不良を訴えているときに、職場ですぐに検査したい	医療用抗原検査キット購入助成事業	市内の事業所において、出勤後に感染症が疑われる症状（発熱、せき、のどの痛み等）がある従業員が直ちに医療機関を受診できないときに、迅速に検査できるように医療用抗原検査キットの購入費用(負担額 500円)を助成	松戸市地域医療課 ☎366-7771
猶予・軽減	売上減で支払いが厳しい	公共料金の支払い猶予	電気、ガス、水道、電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予	県営水道：市川水道事務所松戸支所 ☎368-6143 市営水道：お客様センター ☎383-2100 上記以外は各事業者まで
相談	総合相談	中小企業診断士・経営指導員・松戸市職員による各種支援制度の活用提示、申請書類作成支援等、総合的に相談対応		予約制 松戸商工会議所 ☎364-3111

掲載されているものは、多くある支援メニューの一部です。
新型コロナウイルスに伴う各種支援については、内閣官房ホームページなどからもご確認ください。

内閣官房 コロナ支援

検索